（予算決算及び会計令の一部改正）

第二条　予算決算及び会計令（昭和二十二年勅令第百六十五号）の一部を次のように改正する。

第三十一条後段を削り、同条に次のただし書を加える。

ただし、財務大臣の定める場合は、この限りでない。

第三十一条に次の一項を加える。

出納官吏は、歳入金の収納があつたときは、収納済みの旨を歳入徴収官に報告しなければならない。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、令和三年六月二十八日から施行する。

（経過措置）

第二条　この政令の施行前にした違反行為に付する点数については、なお従前の例による。

2　この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

3　この政令の施行前にした反則行為の種別及び当該反則行為に係る反則金の額については、なお従前の例による。

（国税収納金整理資金に関する法律施行令の一部改正）

第三条　国税収納金整理資金に関する法律施行令（昭和二十九年政令第五十一号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「を除く」を「及び第三十一条第一項を除く」に、「歳入」又は「歳入金」を「令第二十八条中「歳入を」に、「」と、令第二十八条」を「を」と、「歳入に」とあるのは「国税等に」と、同条」に、「、令第二十九条」を「、同条」に、「読み替える」を「、令第三十一条及び第三十二条中「歳入金」とあるのは「国税等」と読み替える」に改める。

内閣総理大臣　菅　義偉
財務大臣　麻生　太郎

踏切道改良促進法等の一部を改正する法律の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和三年六月十八日

内閣総理大臣　菅　義偉

政令第百七十三号

踏切道改良促進法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、踏切道改良促進法等の一部を改正する法律（令和三年法律第九号）附則第一条第一号の規定に基づき、この政令を制定する。

踏切道改良促進法等の一部を改正する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行期日は、令和三年六月二十日とする。

総務大臣　武田　良太
国土交通大臣　赤羽　一嘉
内閣総理大臣　菅　義偉

道路法施行令及び高速自動車国道法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和三年六月十八日

内閣総理大臣　菅　義偉

政令第百七十四号

道路法施行令及び高速自動車国道法施行令の一部を改正する政令

内閣は、踏切道改良促進法等の一部を改正する法律（令和三年法律第九号）の一部の施行に伴い、並びに道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十七条第九項、第二十七条第一項から第四項まで、第四十八条の十九第二項及び第四十八条の二十二第三項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、この政令を制定する。

（道路法施行令の一部改正）

第一条　道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）の一部を次のように改正する。

第一条の七第一項中「同条第八項」を「同条第九項」に改め、同項の表を次のように改める。

項	読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句（法第十七条第一項の場合）	読み替える字句（法第十七条第二項の場合）
一	第十三条第三項、第十八条第一項、第五十条第一項、第四項及び第五項	都道府県	指定市	指定市以外の市
二	第十三条第四項	第一項	第十七条第一項	第十七条第二項
		関係都道府県	関係する指定市、都道府県又は指定市以外の市（第十七条第二項の規定により管理を行う市をいう。第九十四条第五項において同じ。）	関係する指定市以外の市、都道府県又は指定市
三	第十三条第四項、第五十三条第二項	都道府県が	指定市が	指定市以外の市が
四	第十三条第四項、第十九条第二項	都道府県の	指定市の	指定市以外の市の
五	第十七条第六項及び第七項、第二十五条第一項、第四十八条の十九第一項、第五十三条第一項、第九十六条第二項	都道府県又は	指定市又は	指定市以外の市又は